平成２８年（フ）第９３２号
大阪府河内長野市楠町東1686番地の２　パックス楠503号
債務者　福田　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９４５号
大阪府河内長野市木戸東町８番９―302号
債務者　岡崎ひとみ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５３号
大阪府松原市天美南５丁目９番21号、前住所大阪府松原市阿保６丁目12番32―307号
債務者　假家千恵子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９５８号
大阪府羽曳野市古市２丁目14番６号
債務者　田畑麻里子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６０号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目10番２号
債務者　辻　　良明
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９７０号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地12棟301号、前住所堺市堺区出島海岸通２丁11番３号　102号
債務者　荒川　政守
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁３番20号
債務者　芋野　哲夫
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
兵庫県宝塚市大成町１番１―304号
債務者　坂下　美子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
兵庫県伊丹市南野６丁目８番21―301号
債務者　藤原　ゆか
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６１９号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目６番６号、前住所兵庫県尼崎市今福１丁目１番15―405号
債務者　貴金属買取スリーワイこと　橋本　旭宏
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番５号　305号
債務者　川口　恵子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市北大物町17番28号
債務者　安國　政治
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６８号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲15926番地コーポ山崎Ｂ棟201号
債務者　橋本　睦之
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４６号
福島県郡山市富久山町福原字福原47番地の５
債務者　薄井久仁子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
福島県郡山市富久山町八山田字尾池90番地の１　プリエール弐Ａ306号
債務者　根本　　稜
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１３３９号
埼玉県上尾市大字瓦葺1905番地１　ウエストヒルＡ―202
債務者　藤井　康弘
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９３号
埼玉県川口市大字前野宿93番地の１
債務者　土屋由美子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係